

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | | | |
|--|--|---------|-----------|-----|------|
| 会社名 | 理研ビタミン株式会社 | | | コード | 4526 |
| 提出日 | 2023/6/1 | 異動（予定）日 | 2023/6/27 | | |
| 独立役員届出書の提出理由 | 2023年6月27日開催の第87期定時株主総会において、新任の社外取締役選任議案が付議されるため | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1） | | | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※2・3） | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 | |
|----|--------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-------|------|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | | | 該当なし |
| 1 | 平野 伸一 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |
| 2 | 藤永 敏 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | △ | | | 訂正・変更 | 有 |
| 3 | 末吉 永久 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |
| 4 | 末吉 亙 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | △ | | | 訂正・変更 | 有 |
| 5 | 氏原 亜由美 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | 新任 | 有 |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※4） | 選任の理由（※5） |
|----|---|--|
| 1 | | 平野伸一氏は、企業経営者として豊富な経験と見識、飲料・ビール業界における豊富な経験・ネットワークを有しております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、客観的に独立した立場からの業務執行の是非、経営計画の進捗状況等への監督と助言を期待し、社外取締役に選任しています。 また、東京証券取引所が定める独立要件および当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充足しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。 |
| 2 | 藤永敏氏は、過去に当社の取引先の一つである武田薬品工業株式会社に在籍しておりましたが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概略の記載を省略いたします。 | 藤永敏氏は、国内外で培った豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、独立した立場からの経営の監督と助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。 また、東京証券取引所が定める独立要件および当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充足しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。 |
| 3 | | 末吉永久氏は、弁護士として企業法務に精通し、その高い専門性と豊富な経験を有しております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、独立した立場からの経営の監督と助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。 また、東京証券取引所が定める独立要件および当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充足しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。 |
| 4 | 末吉亙氏は、過去に当社の取引先の一つである森・濱田松本法律事務所に在籍しておりました。また、三菱HCキャピタル株式会社の社外取締役でありました。 しかしながら、いずれの取引先につきましても、取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概略の記載を省略いたします。 | 末吉亙氏は、弁護士として企業法務に精通し、その高い専門性と豊富な経験を有しております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、独立した立場からの経営の監督と助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。 また、東京証券取引所が定める独立要件および当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充足しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。 |
| 5 | | 氏原亜由美氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性と豊富な経験を有しております。当社グループの持続的な成長を推進するにあたり、独立した立場からの経営の監督と助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。 また、東京証券取引所が定める独立要件および当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充足しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。 |

4. 補足説明

【社外取締役の独立性に関する基準】

当社における社外取締役について、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれにも該当しない場合には、独立性を有するものと判断する。

1. 現在または過去 10 年間に於いて、当社または当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者であった者（注 1）
2. 当社グループを主要な取引先（注 2）とする者またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注 3）またはその業務執行者
4. 当社の主要株主（注 4）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注 5）を得ているコンサルタント、公認会計士・税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
7. 当社グループから多額の寄付（注 6）を受けている者もしくは法人・組合等の団体の理事その他の業務執行者
8. 当社グループとの間で、役員の相互就任の関係にある会社の出身者
9. 上記第 1 項から第 8 項までのいずれかに該当する者（第 1 項を除き、重要な者（注 7）に限る。）の近親者（注 8）
10. 現在または過去 3 年間に於いて、上記第 2 項から第 9 項までのいずれかに該当していた者
11. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じおそれがあると判断される特段の事由が認められる者

（注 1）「業務執行者」とは、業務執行取締役、常務執行役員、執行役員、支配人その他の使用人をいう。

（注 2）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の 2% 以上の支払いを、当社グループから受けた者をいう。

（注 3）「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の 2% 以上の支払いを行っている者。
- ② 直近事業年度末における借入金の総額が当社グループの連結総資産の 2% 以上を占める金融機関。

（注 4）「主要株主」とは、総議決権の 10% 以上の株式を直接または間接的に保有する株主をいう。

（注 5）「多額の金銭その他の財産」とは、直近 3 事業年度の平均で、個人の場合は年間 1,000 万円を超える金額、団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入額の 2% のいずれか大きい額を超える金額をいう。

（注 6）「多額の寄付」とは、直近 3 事業年度の平均で、年間 1,000 万円またはその者の総収入額の 2% のいずれか大きい額を超える寄付をいう。

（注 7）「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所所属する者のうち公認会計士、法律事務所所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

（注 8）「近親者」とは、配偶者および二親等以内の親族をいう。

※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※ 2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の a~l の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※ 4 a~l のいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。